

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

安全ポケットブック  
読み合わせでノウハウ共有  
クラレ鹿島事業所

## 特集Ⅱ

製造業の「現場力」再確認  
第74回全国産業安全衛生大会

## 別冊付録

解いてみよう！  
みんなの安全衛生くいず  
安全スタッフ編集部編

WEB版はカラーでご覧になれます！！  
WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2247

2015

12 / 1

## ■ 災害のあらまし ■

人材コンサルティング会社T社本社に勤務するコンサルティング部の男性社員Sさんは、いつも休憩時間中に徒歩5分圏内の社外に昼食を買いに行き、社内に戻って自席で食事を済ませている。被災当日、同じように社外で昼食を購入して自社がある2階フロアへ階段を昇っていたところ、階段の保護シートの一部が剥がれている部分に足をとられて転倒し、階段を滑り落ちた。骨折などには至らなかったものの、全身を打撲するケガを負った。

T社が入居するビルは自社所有のビルである。

## ■ 判断 ■

当該案件については積極的な恣意性もないことから、事業主支配下の業務における付随行為と判断し、また、雑居ビル内の共用部分は事業場施設と解されるとして、業務上災害と判断した。

## ■ 解説 ■

業務上災害と認められるためには、発生した災害について業務遂行性と業務起因性の双方が認められなければならない。昼休みの時間は、恣意的行為中のため業務遂行性と業務起因性との因果関係はないと捉えられることから、基本的に労災保険の補償対象となるのは難しい（例：休憩時間中に外出し、地下にある店舗で食事をするため階段を下りていて踏み外して負傷など）。

しかし、それが事業場内での個々の私的行為だとしても生理的・必要行為であったり、業務に付随する行為であれば業務遂行性と業務起因性が認められ、労災保険の補償対象となり得る（例：階段の一部が壊れ

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 山梨会  
社会保険労務士高岡綜合事務所

笹本 裕也

第208回

ており補修されておらず誤って足を引っ掛けて転んで負傷・トイレで滑って転倒し負傷など）。

業務遂行性とは、

1. 事業主の支配下かつ管理下であり、業務に従事している場合（作業中の飲水、用便などの生理的 necessary 行為や作業中の反射的行為などを含む業務遂行行為や労働関係上合理的と認められる行為）の災害

2. 事業主の支配下かつ管理下にはあるが、業務に従事していない場合（休憩時間など、事業場施設内で自由行動を認められている場合や終業時間後に会社内施設にいる場合）の災害

3. 事業主の支配下にはあるが、管理下は離れて業務に従事している場合（出張、配送、外勤などの会社外で業務に従事している場合）の災害

大きく分けて上記3つの場合が認められている。

業務起因性とは、「傷病等が業務に起因して生じたものであり、業務と傷病等との間に一定の因果関係が存在すること」である。たとえば災害の発生原因が業務外の事案（私的行為、恣意的行為、天災地変、業務逸脱行為など）によるものであった場合、原則として業務起因性は認められないが、これら業務外の原因により発生した災害であっても、業務行為や事業場施設と相まって発生したものであれば業務起因性が認められることがある。

当該案件は、休憩時間中に昼食を買いに社外へ外出し、戻ってきた際に社内の階段から転落し負傷したものである。また、毎日同じ行動をしていたことから被災日に限っての特別な行動ではなく、「休憩時間中に昼食をとり社内食堂へ行く、あるいは休憩室へ行く」といった行動に類してお



り、積極的な私的行為とはいえ恣意性はないといえる。

休憩時間という一応は自由な時間であったとしても、休憩時間中に事業場内において事業場施設（管理上）の欠陥が原因となった場合や、災害の原因が労働者の恣意的行為によるものでなく、生理的 necessary 行為や作業と関連する行為などに関して被災した場合などは業務起因性があると解され、休憩時間中に会社内で発生したこれらの災害については、事業場内施設の欠陥を挙げるまでもなく業務上災害として認定を受けられるのが一般的である。

なお、休憩時間中に事業場施設を利用している間の災害について、昼休みなどの休憩時間中は、労働者は自由行動をとり得るが、その時間を事業場施設内で過ごすのが一般的である。休憩時間中、労働者は私的な行為を行っているが、事業場施設内にいる限り使用者の包括的な支配下にあることは否定できない。

よって、この間に事業場施設の欠陥などによって発生した災害については、業務災害として認定される可能性がより大きくなる。事業主においては事業場内設備の保全に注意されたい。